島根県内水面漁業振興計画

（案）

令和７年　月

島　根　県

〈目　次〉

第１　計画の基本事項 ……1
１．計画策定の趣旨 ……1
２．根拠法令 ……1
３．計画期間 ……1
第２　内水面水産資源の回復と増大に関する取組 ……1
１．内水面水産資源の維持および増殖の推進 ……1
（１）増養殖技術の研究開発の推進 ……2
（２）天然アユ資源の回復、県内産アユ種苗の放流の推進及び生産体制の強化‥2
（３）科学的根拠に基づいたシジミ資源管理の推進 ……2
２．特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援 ……2
（１）特定外来生物等による被害防止 ……2
（２）カワウ被害防止 ……2
３．内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等 ……3
（１）冷水病、エドワジエラ症、ＫＨＶ病等の予防、まん延防止 ……3
（２）新たな疾病等についての周知 ……3
第３　内水面における漁場環境の維持・再生 ……3
１．森林の整備及び保全 ……3
２．内水面水産資源の成育に資する施設の整備 ……3
（１）施設管理者、内水面漁業者との連携、魚道の整備 ……3
（２）産卵場の造成、棲み家づくり ……3
３．自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進 ……4
第４　内水面漁業の健全な発展
１．多面的機能の発揮に資する取組への支援等 ……4
２．将来の担い手づくり ……4
３．商品開発、販売力強化の取組への支援 ……4
４．県民の理解と関心の増進 ……5
（１）宍道湖自然館ゴビウスによる情報発信 ……5
（２）放流体験等の活動の推進 ……5
（３）遊漁規則の周知、遵守に関する啓発活動 ……5
第５　その他内水面漁業の振興に関する重要事項 ……5
１．効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現 ……5

参考資料編 ……6
用語集 ……10

第１　計画の基本事項

１．計画策定の趣旨

島根県の内水面漁業は、河川や湖沼で行われる河川漁業を主体として行われており、ヤマトシジミなどの汽水性の生物とアユや渓流魚などの淡水性の生物を対象としています。

本県には合計 74 水系、602 の河川があり、総延長は 2,959㎞ に及びます。そのうち主要な７つの河川と２つの湖沼の漁業協同組合に第５種共同漁業権※を免許しており、漁業権が免許された漁業協同組合は、水産動植物の採捕のみならず、河川環境の維持と水産資源の増殖に取り組んでいます。

河川においては、アユを主な対象魚種とし、その他にもヤマメ、ウナギ、モクズガニなどが漁獲されています。また、湖沼ではヤマトシジミ、シラウオ、ウナギなどが漁獲されており、令和５年の漁獲量は 4,643 トンであります。特に、漁獲量の９割以上を占めるヤマトシジミは、全国１位の漁獲量となっています。

しかしながら、内水面漁業を取り巻く環境は、河川における土砂供給の減少や河道内の樹林化による水産生物の産卵場や生息場の減少、アユの産卵期におけるゲリラ豪雨や台風を原因とした大規模出水による産卵場の流失、カワウなどの食害生物による被害、湖沼においては水草等の大量繁茂、汽水湖特有の水温や塩分などの物理・化学的環境の激変といった生息環境の悪化に起因する資源や漁獲量の減少、内水面漁業協同組合の組合員数の減少による生産体制の脆弱化など、非常に厳しい状況にあります。

こうした中、平成 26 年６月 20 日、第 186 回通常国会において、「内水面漁業の振興に関する法律」が議員立法により制定されました。この法律では、「内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする」とされています。

また、「都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする」と定められています。

こうしたことから、本県内水面漁業の振興を図るため、内水面漁業の目指すべき姿を想定し、その達成に向け、具体的な取組を示すことを目的に、島根県内水面漁業振興計画を策定しました。

２．根拠法令

内水面漁業の振興に関する法律（第 10 条）

３．計画期間

令和７年度～令和 11 年度までの５年間

第２　内水面水産資源の回復と増大に関する取組

１．内水面水産資源の維持および増殖の推進

（１）内水面水産資源の維持・増大を図るため、増養殖技術開発に関する調査・研究を進めるとともに、得られた成果を広く普及します。

（２）河川漁業における重要魚種であるアユについて、「第２期島根県農林水産基本計画※」や「しまねの鮎づくりプラン※」に基づき、天然アユを増やすため、産卵親魚保護、産卵に適した環境の維持・保全、島根県の環境に適した県内産アユ種苗の生産、放流を推進します。

アユ

アユ漁

（３）全国一の漁獲量を誇るヤマトシジミについて、「第２期島根県農林水産基本計画」に基づき、科学的根拠に基づいた資源管理を推進します。

ヤマトシジミ

シジミ漁

２．特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援

（１）ブラックバス等の特定外来生物等による内水面水産資源への被害を防止するため、環境学習等の普及啓発活動を通じて県民の理解を進めます。また、内水面漁業協同組合等が実施する駆除活動への支援を行います。

（２）カワウの生息状況や被害状況を調査し、近隣の関係県や国、内水面漁業協同組合等と連携して被害軽減対策に取り組みます。

カワウ

３．内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

（１）アユ資源に影響を与える冷水病※やエドワジエラ症※等の伝染性疾病の発生およびまん延を防止するため、放流前検査や内水面漁業者への指導を実施するとともに、内水面漁業協同組合等が管理する種苗生産施設や中間育成施設での飼育管理の指導等を実施します。また、ニシキゴイやマゴイに影響を与えるコイヘルペスウイルス（ＫＨＶ）病※のまん延を防止するため、「コイヘルペスウイルス病対策指針」に基づき適切に対応していきます。

（２）海外から侵入の恐れのある伝染性疾病および新疾病の発生等について、まん延防止を図るため、内水面漁業協同組合や地方自治体等の関係者に対して、関連する知識や情報の普及・啓発を図り、疾病の早期発見と予防に努めます。

冷水病に罹患したアユ

魚病検査

第３　内水面における漁場環境の維持・再生

１．森林の整備及び保全

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養※、保健・レクリエーションの場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。森林が持つ多面的機能の維持・発揮のため、漁業関係者が県民とともに環境に配慮した森林の保全や森づくり活動に取り組みます。

森づくり活動

２．内水面水産資源の成育に資する施設の整備（生息・移動環境の改善）

（１）堰堤※等の構造物について調査、診断を行った結果、水産生物の遡上、降下に支障が確認された場合には、施設管理者と内水面漁業者が連携し、魚道※の設置、改良及び維持を図るための円滑な協議や連携を促します。

（２）アユやウナギ等の漁業権魚種の成育または内水面生態系の保全に資するため、産卵場の造成や棲み家づくりの取組を支援します。

３．自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備

河川環境の整備や保全については、生態系に配慮した多自然川づくりを実現するため、「多自然川づくり基本指針※」に基づき、水生生物の生息、繁殖および移動に配慮し、瀬・淵など河川の連続性に留意した川づくりについて河川管理者へ促します。

魚道

産卵場造成

第４　内水面漁業の健全な発展

１．多面的機能の発揮に資する取組への支援等

多面的機能※が将来にわたって十分に発揮されることは、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機会を県民全体にもたらすものです。そのため、内水面漁業者や地域住民等が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系維持・保全に係る活動、環境教育、漁業体験等多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する取組を支援することにより、内水面漁業の再生・地域の活性化を図ります。

漁業体験活動

水草等の除去活動

２．将来の担い手づくり

経営の基盤となる内水面資源の回復対策に取り組み、担い手の確保・育成を図ります。また、地域住民、特に児童・生徒が河川や湖沼に親しむ機会を増やすため、小中学校の課外授業等での種苗放流や漁業体験活動を推進します。

３．商品開発、販売力強化の取組への支援

島根県の多様で特色ある内水面水産資源について、品質の向上等による販売力の強化や特産化などの取組を支援します。

４．県民の理解と関心の増進

（１）県立宍道湖自然館ゴビウスは、島根県の川や湖に生息する生き物を中心に展示しています。「遊ぶ、学ぶ、いやし」の体験学習型水族館として、県内外からの来館者に対し、島根の内水面の魅力を発信します。

（２）第５種共同漁業権※の免許を受けた内水面漁業協同組合は、水産資源の維持・増大を図るため、種苗放流、産卵場造成などの取組を行っています。このような取組について、県民の理解と関心を深めるため、取組の周知とともに、県民が参加する稚魚放流等の体験活動を推進します。

（３）内水面水産資源の適切な管理及び内水面漁業における秩序を維持するため、島根県漁業調整規則※や内水面漁業協同組合が定める遊漁規則※の周知および遵守に関する啓発活動を行います。

体験学習（宍道湖自然館ゴビウス）

体験活動（稚魚放流）

第５　その他内水面漁業の振興に関する重要事項

１．効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現

効率的かつ安定的な内水面漁業経営を実現するため、地域の漁業者が策定した「浜の活力再生プラン※」の取組を支援します。

【参考資料編】

１．内水面漁業生産量の推移（県調べ）

本県における内水面漁業のうち、シジミの漁獲量が全体の９割以上を占めている。

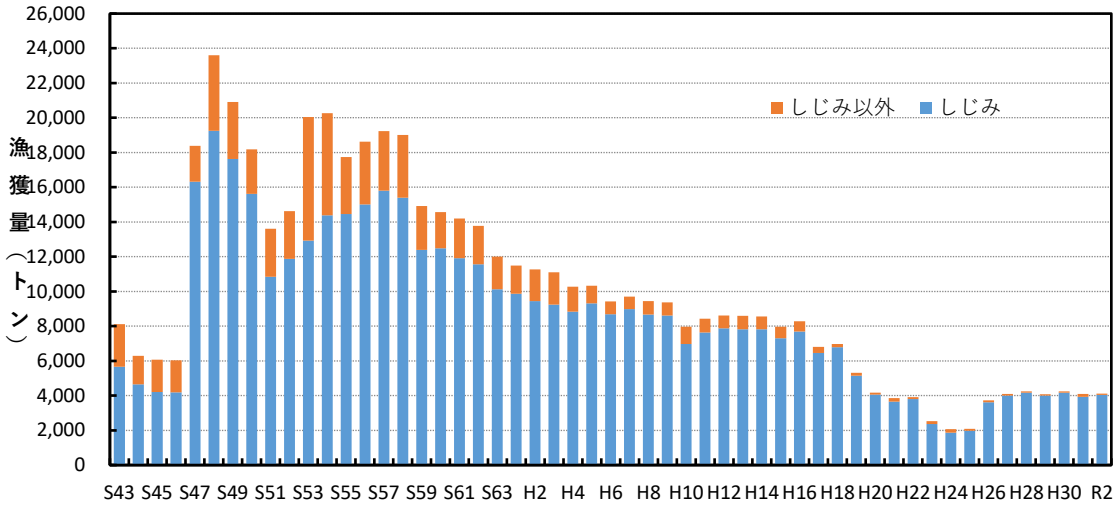

図1．島根県の内水面漁獲量

２．魚種別漁獲量の推移（県調べ）

シジミ以外の漁獲量のうち、アユの漁獲量が最も多いが、いずれの魚種も低い水準で推移している。

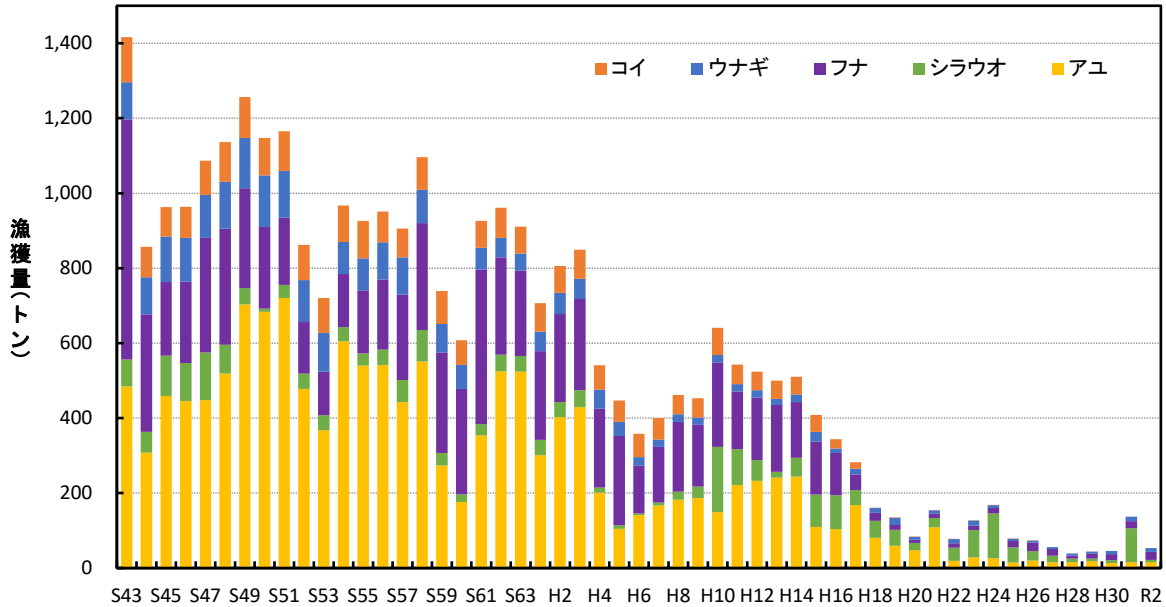

図2．島根県の内水面主要魚種漁獲量の推移

３．県内水面漁協組合員数の推移（漁業センサスより）

本県における内水面漁協の正組合員数は昭和 53 年の 11,431 人をピークに減少し、令和５年には 4,690 人まで減少した。これは、全国の内水面漁業の正組合員数の推移と同様の傾向である。

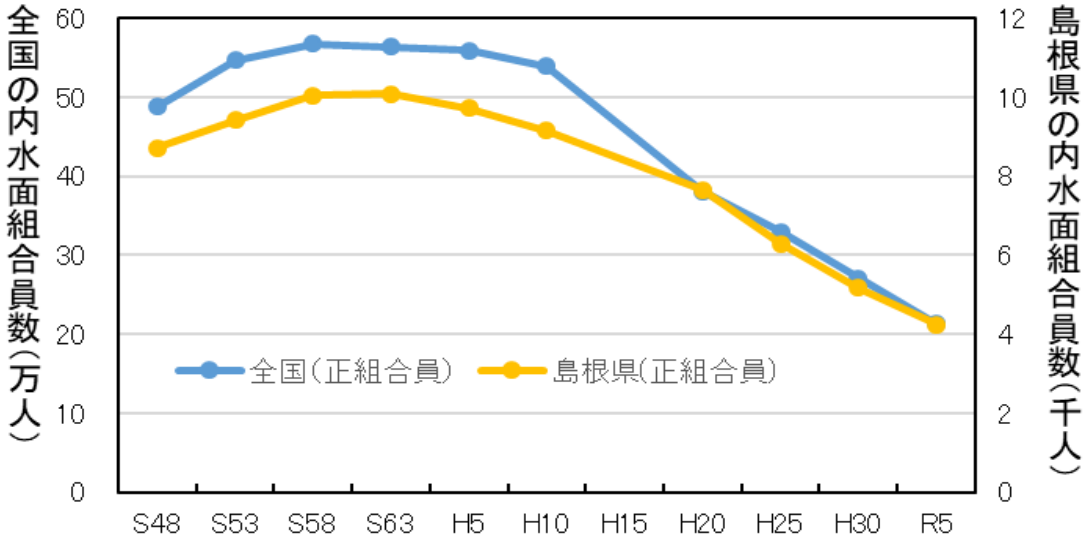

図３．内水面漁協における組合員数の推移

４．漁業権設定河川・湖沼の概況

本県における漁業権が設定された河川及び湖沼は下図のとおりである。

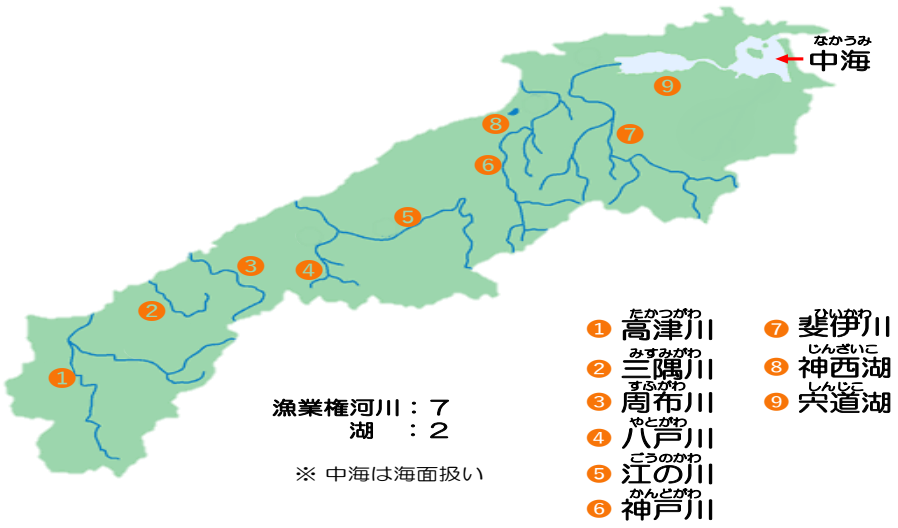

図４．漁業権が設定された河川、湖沼の位置図

５．カワウ被害防止対策の実施状況（県調べ）

本県におけるカワウ被害防止対策は主に内水面漁業協同組合が実施している。その実施状況は以下のとおりであり、令和５年のカワウ駆除数は 459 羽、カワウ追い払い数は 4,254 羽であった。

表１．カワウ被害防止対策の実施状況

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
カワウ駆除数(羽)	496	471	504	355	354	455	444	374	459
カワウ追い払い数(羽)	ー	7,886	4,391	7,917	5,089	6,969	6,348	7,075	4,254

６．アユ種苗放流尾数の推移（県調べ）

内水面漁業協同組合によるアユ種苗放流尾数は、令和５年は約 390 万尾であった。このうち、県内産アユ種苗尾数は約 328 万尾（84%）、県外産アユ種苗は約 62 万尾（16%）であった。

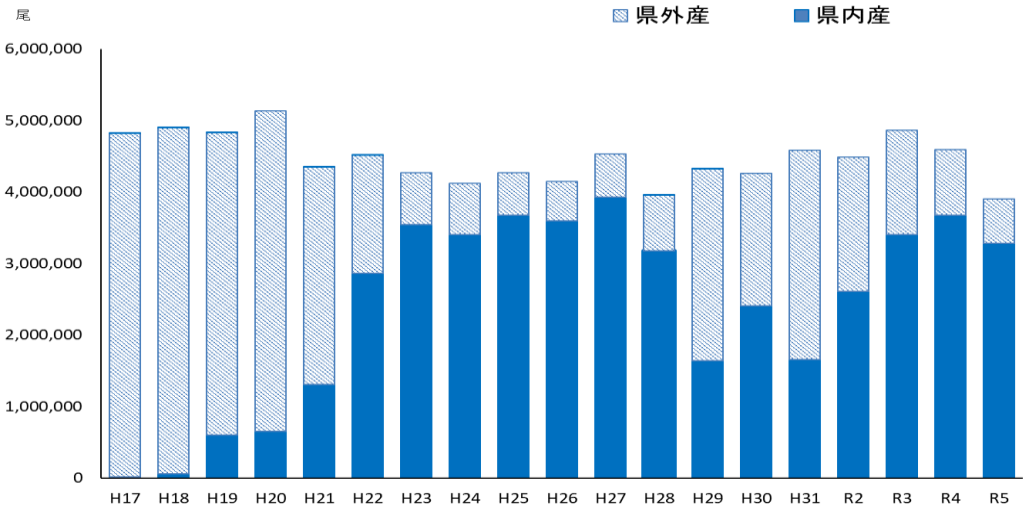

図５．産地別アユ種苗放流尾数の推移

７．ゴビウス年間入館者数の推移（県調べ）

平成 13 年の開館以来、自然豊かな宍道湖や河川における様々な生き物の飼育展示やイベントを開催するなど島根の内水面の魅力を発見・再確認する場を提供している。コロナ禍を除くと、毎年 10～15 万人程度の年間入館者である。

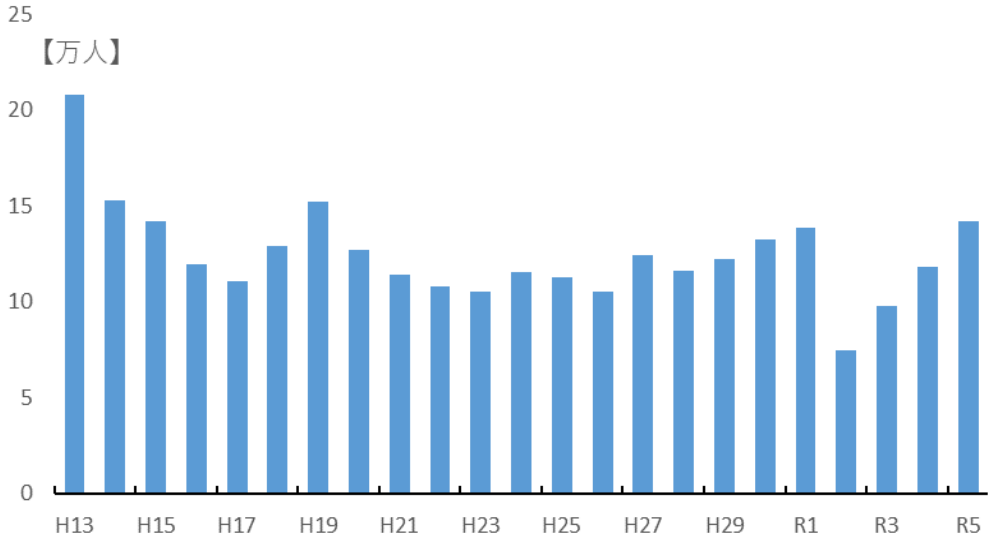

図６．ゴビウス年間入館者数の推移

用語集

島根県農林水産基本計画

県の最上位計画である「島根創生計画」の実行計画にあたり、持続可能な農林水産業・農山漁村を実現できるように島根県農林水産業に関する重点的な取組を定めた基本計画。現在の第２期計画は令和７年度から令和 11 年度までの５か年間。

しまねの鮎づくりプラン

平成 19 年に島根県内水面漁業協同組合連合会と島根県が策定した天然遡上アユを増やす取組をまとめたもの。「天然遡上アユを増やすための取組を推進すること」、「島根産親魚に由来する放流種苗生産体制づくり」などを骨子とし、県内産種苗の安定供給、冷水病対策の徹底、産卵場の整備、産卵親魚の保護などの取組からなる。

冷水病

フラボバクテリウム・サイクロフィルムという細菌を原因とする病気。昭和 62 年に国内で初確認され、県内では令和５年に初確認された。感染したアユは体表や筋肉中に炎症を起こし、そこからの出血により失血死する。また、死亡にまで至らなかったとしても、活性低下で釣れなくなる。

冷水病菌の保菌が疑われるアユ種苗やおとりアユ等を河川へ持ち込むことにより、河川内での感染が広がる実態が多くの水域で確認されている。

エドワジエラ症

エドワジエラ･イクタルリという細菌を原因とする病気。平成 19 年に国内で初確認され、県内では平成 20 年に発生が初確認された。感染したアユは眼球突出、体表赤斑点、肛門発赤などである。

猛暑による河川の水温上昇、渇水により発症がみられることが経験的に知られている。

コイヘルペスウイルス病

コイヘルペスウイルスというウイルスを原因とするコイ特有の病気。死亡率、感染力が強く、発生した場合重大な損害を与えることから持続的養殖生産確保法において「特定疾病」に指定されている。平成 15 年に国内で初確認され、県内では平成 16 年以降、発生が確認されている。

水源のかん養

森林の土壌が有する、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

堰堤

河川の水をせき止めるために築かれた土木構造物のこと。水流をせき止める以外に、土砂

の流出防止や灌漑（かんがい）などの目的で利用される。

魚道

水生生物の遡上や降下などの移動障害となる堰堤などの河川横断施設に設置される魚の通り道を確保する構造物のこと。

多自然川づくり基本指針

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うこと。この基本指針は多自然川づくりを全ての川づくりの基本となる指針を示したものとして平成 18 年 10 月に国土交通省河川局が策定した。

多面的機能

生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場等漁業生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

第５種共同漁業権

漁業権とは都道府県知事の免許によって設定される、漁業協同組合の組合員が一定の水域を共同に利用して漁業を営む権利のこと。本計画にある第５種共同漁業権は、内水面で行われる漁業を営む権利のことを指す。

島根県漁業調整規則

都道府県知事が漁業法及び水産資源保護法に基づき、水産資源が枯渇しないよう、また、ルールに則った漁場の利用が図られるようにし、漁業生産力を発展させるため制定した規則のこと。農林水産大臣の認可を受けて水産動植物の採捕の許可、禁止区域、禁止期間、遊漁者等の漁具漁法の制限等を定めている。

遊漁規則

内水面で行われる第５種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合は、その漁場内で組合員以外の者が行う漁業権対象魚種の採捕（遊漁）については、都道府県知事の認可を受けて遊漁規則を定め、一定の制限を行うことが出来る。

この遊漁規則には、遊漁者が守るべき遊漁料、遊漁承認証、遊漁期間等が定められている。

浜の活力再生プラン

平成 26 年に始まった国による水産業の活性化のための改革の取組であり、地域によってさまざまに異なる水産業・漁業を振興させることを目指して、それぞれの漁村や地域の現状に合わせて考えられた取組計画のこと。

また、プランを策定した漁業地域が、取組実施のため補助事業を活用する場合には一部事業について優先採択を受けることができる。